

誓約書（個人事業主用）

館林市賃上げ促進支援金の申請に当たり、次の事項の内容を誓約します。

（誓約事項を確認し、左の欄にチェック（☑）を記入してください。）

- 群馬県内の税務署へ開業届を提出しています。
- 館林市に営業実態がある事業所を有し、かつ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営んでいます。
- 館林市内の事業所に常時使用する従業員（※1）を1人以上雇用しています。
- 引上げ後の賃金の支給実績が1か月以上あります。
- 引上げ後の賃金水準を1年間継続します。
- 市税の滞納はありません。
- 過去に国、都道府県、市区町村等の各種助成事業において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取消しを受けたことはありません。
- 過去5年間に重大な法律違反等はありません。
- 風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていません。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を行っていません。
- 市長が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じます。
- 申請に係る住民登録資料及び税務資料その他の資料について、市長が必要に応じて関係行政機関に照会し、又は提供することに同意します。
- 虚偽その他不正な手段により支援金の支給を受けたときは、当該支援金を返還することに同意します。

（※）常時使用する従業員とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定により、あらかじめ解雇の予告を必要とする者であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

- ① 会社役員及び個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者